

インパクトコンソーシアム規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソーシアムは「インパクトコンソーシアム（英文名：Impact Consortium）（以下「コンソーシアム」という。）」と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、投資家・金融機関、企業（大企業、スタートアップ、地域企業等）、非営利組織、アカデミア、自治体、関係府省庁などの官民の多様なステークホルダーの参画・連携を得て、幅広い主体による協働・対話の場として、インパクトの創出を図る投融資、事業、これらを推進するための関係者間の対話等に関する実践的課題等について議論を行い、環境・社会課題を解決し、またこれを通じて経済社会の成長・持続可能性の向上を図る投融資の流れと企業の取組みを支援・促進することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するために必要な以下の事業を行うこととする。

- (1) 知見の形成と共有に係る事業
- (2) 市場形成及び参考事例等に関する調査・研究
- (3) 活動により得られた情報やデータ等の提供に係る事業
- (4) 国内外の関係者への情報発信・普及・浸透に係る事業
- (5) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 会員は、コンソーシアムの目的及び事業に賛同し、その活動に寄与するとして第5条の規定により申込みのあった、法人その他の組織（以下「法人会員」という。）又は個人（以下「個人会員」という。）とする。

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、運営委員会の承認を得て会員になることができる。

(会員の協力)

第6条 会員は、他の参加者等との議論への貢献、自らの取組み等に係る可能な情報の共有など、幅広い主体による協働・対話の場としてのコンソーシアムの事業への協力に努めるものとする。

(会費)

第7条 コンソーシアムとして会費を徴収する必要性が生じた場合には、徴収の可否、会費の額及び使途等について、総会の決議をもって決定する。

(退会)

第8条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、会長に届け出なければならない。

2 会長は、会員が次の各号の一に該当すると認められるときは、運営委員会の決議を得て、当該会員を退会させることができる。

- (1) コンソーシアムの趣旨に明らかに反する行為を行ったとき
- (2) 次のいずれかに該当する場合

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- (3) その他コンソーシアムの信用を傷つける行為を行ったとき

3 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散した場合には、その資格を喪失する。

(オブザーバー)

第9条 コンソーシアムにオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、関係府省庁等の政府機関等で、その参加がコンソーシアムの活動に

寄与すると運営委員会が認めた者とする。

- 3 オブザーバーは、コンソーシアムの活動に必要に応じて参加し、コンソーシアムの目的達成のため助言と支援を行うものとする。

第3章 役員

(役員)

第10条 コンソーシアムに役員として、会長1名、副会長若干名を置く。

- 2 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合にはその会務を代行する。ただし、本職の設置を必須としない。

(任期)

第11条 会長及び副会長の任期は原則として1年とする。但し、再任することができる。

(報酬)

第12条 役員は無報酬とする。

第4章 組織

(総会)

第13条 コンソーシアムの最高機関として、総会を置く。

- 2 総会は、法人会員をもって構成し、年1回定期に開催するほか、会長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面による開催とすることができる（電子的な手法によるものを含む。）。
- 3 総会は、本規約に別に定める事項のほか、コンソーシアムの基本的事項について審議し、決定する。
- 4 総会は、会長、副会長を選任する。
- 5 総会は、第14条に定める運営委員を選任する。
- 6 総会は、会員の過半数の出席（代理出席、委任状、所定の電子的手法を含む。）をもって成立する。
- 7 総会の議事は、出席者（代理出席、委任状、所定の電子的手法を含む。）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 総会は、会長が招集し、議長を務める。

(運営委員会)

第14条 コンソーシアムに執行機関として運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、総会において選任された会長、副会長、運営委員（以下「運営委員

等」)により構成される。

- 3 運営委員の任期は原則として1年とする。但し、再任することができる。
- 4 運営委員会に議長を置き、会長が議長を務める。
- 5 運営委員会は、コンソーシアムの事業計画及び事業報告、予算及び決算、分科会の設置その他のコンソーシアムの運営に関する重要事項を審議し、決定する。
- 6 運営委員会は、総会の議案を作成する。
- 7 運営委員会は、議長が招集し、議長が議事を運営することとし、必要に応じて、書面による開催とすることができます(電子的な手法によるものを含む。)。
- 8 運営委員会は、運営委員等の過半数の出席(代理出席、委任状、所定の電子的手法を含む。)をもって成立する。
- 9 運営委員会の議事は、出席運営委員等の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、複数の運営委員等が同一の組織に所属している場合、議決権は一組織につき一票とする。
- 10 第15条に定める分科会及び第16条に定めるアドバイザリーパネル等の代表者は、運営委員会にオブザーバーとして参加することができる。
- 11 議長は、必要があると認めるときは、運営委員会に会員その他関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(分科会)

第15条 活動の必要に応じて、コンソーシアムに会員の一部により組織される分科会を設置することができる。

- 2 分科会に関する事項は別に定める。

(アドバイザリーパネル等)

第16条 活動の必要に応じて、コンソーシアムにアドバイザリーパネルその他の必要な機関等(アドバイザリーパネル等)を設置することができる。

- 2 アドバイザリーパネルは、定期的に若しくは会長又は運営委員会の求めに応じて開催する。
- 3 アドバイザリーパネルは、国内外の様々な関係者の取組状況等を踏まえつつ、コンソーシアムの事業、対外発信、その他関係機関との連携のあり方等について、助言を行う。

(事務局)

第17条 コンソーシアムに事務局を置く。

- 2 事務局は、総会、運営委員会、会長の決定・指示に基づき、分科会の運営その他のコンソーシアムの運営に係る事務を行う。

3 事務局は、運営委員会の承認を得て、分科会の運営その他のコンソーシアムの運営に係る事務を必要に応じて委託することができる。

第5章 補則

(規約の改正)

第18条 本規約は、総会の決議により改正することができる。

(解散)

第19条 コンソーシアムは、総会の決議により解散することができる。

附則

- 1 この規約は、コンソーシアムの第1回総会における決議の日から一月を経過した日から施行する。この場合において、規約の変更その他の事情により既に提出した入会申込書の変更・取消し等を希望する者は、第5条及び第8条の規定に拘らず、同決議後一月以内に会長にその旨を届け出ることが出来る。
- 2 コンソーシアムの第1回総会前における当該規約は、設立発起会合の承諾を以て、第1回総会までの暫定規約として決議されたものとみなす。
- 3 コンソーシアムの第1回総会前における会長は、会長候補者が暫定的に務める。
- 4 コンソーシアムの第1回総会前における運営委員は、発起人が暫定的に務める。